

第百四号議案

東京都海上公園条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和七年二月十九日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都海上公園条例の一部を改正する条例

東京都海上公園条例（昭和五十年東京都条例第百七号）の一部を次のように改正する。

別表第一海浜公園の部東京都立東京港野鳥公園の項位置の欄を次のように改める。

東京都大田区東海三丁目 東海六丁目

別表第一ふ頭公園の部東京都立春海橋公園の項位置の欄を次のように改める。

東京都中央区晴海二丁目
東京都江東区豊洲二丁目

別表第二 一の項中「千七百三十二円」を「二千百六十八円」に改め、同表二の項中「五百八十三万二千三百円」を「六百五十六万一千二百円」に改める。

別表第四 二の部辰巳の森海浜公園の項の次に次のように加える。

有明親水海浜公園	ビーチバレー施設	一面一回（一時間以内）	四千百円
----------	----------	-------------	------

別表第五中「千百四十九円」を「千四百四円」に、「五百十三円」を「六百二十七円」に、「千二十六円」を「千二百五十

四円」に、「四百十円」を「五百一円」に、「八千二百八円」を「一万三十二円」に、「一万九千二百円」を「二万三千五百円」に、「三十四円」を「四十一円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。ただし、別表第一ふ頭公園の部東京都立春海橋公園の項位置の欄の改正規定は、同年八月一日から施行する。
- 2 この条例の施行の際、この条例による改正前の東京都海上公園条例の規定により、既に納付すべきものとされているこの条例の施行の日以後の使用又は占用に係る使用料又は占用料については、なお従前の例による。

(提案理由)

拡張整備に伴い東京都立東京港野鳥公園及び東京都立春海橋公園の区域を改めるとともに、利用料金制の対象を拡大するほか、使用料及び占用料の上限額を改定する必要がある。